

抗菌薬適正使用体制加算について

当院は、厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、適切な抗菌薬を選択し、適切な量を、適切な期間の投与により抗菌薬の適正使用を実施しています。

また、診療所版感染対策連携共通プラットフォーム（診療所版J-SIPHE）に参加し、Access抗菌薬（一般的な感染症の第一選択薬または第二選択薬として用いられる耐性化の懸念の少ない抗菌薬で、すべての国が、高品質かつ手頃な価格で、広く利用できるようにすべきものと定義されています）に分類されるものの使用比率が診療所版J-SIPHEに参加する診療所全体の上位 30%以内に含まれているため、「抗菌薬適正使用体制加算」を算定しております。